

令和3年度9月以降 酒田市 幼児教育利用者(1号認定)負担額表

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担(月額)
階層区分	定 義	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	保育料無償 ※1
B	市町村民税所得割非課税世帯 (均等割のみ課税の場合はこの階層を含む)	
C	所得割課税額 77,101円未満	
D	市町村民税所得割課税世帯で、保護者の所得割課税額合計が表記の区分に該当する世帯 所得割課税額 77,101円以上211,200円以下	
E	所得割課税額 211,201円以上	

※1 幼児教育・保育の無償化により令和元年10月以降は、全ての階層区分の利用者負担額が0円となります。但し、別途副食費等費用がかかります。預かり保育を希望する方で、保護者が就労等により保育の必要性が認められる方については、別途申請することで、預かり保育の料金が無償になる場合があります。詳しくは市子育て支援課へお問い合わせください。

○児童の副食費について

令和3年4月1日時点で満3歳以上又は、1号認定の児童は副食費が掛かります。但し、所得割課税額が57,700円（1号認定及び、ひとり親世帯等の場合は77,101円）未満の場合、副食費は全額免除となります。なお、課税額に関わらず第3子以降は全額免除となります。

- 1 子ども・子育て支援法により運営する幼稚園又は認定こども園を幼稚園型として利用する場合の利用者負担額表です。預かり保育（長時間利用）等の料金は各施設の設定する料金になるため、利用施設にご確認ください。
- 2 この表は令和3年9月分から令和4年3月分までのものです。
- 3 4月から8月の利用者負担額は、令和元年分所得より算定された令和2年度課税の市区町村民税税額控除前所得割額から、9月から3月の利用者負担額は、令和2年分所得より算定された令和3年度課税市区町村民税税額控除前所得割額から算定されます。
- 4 ひとり親世帯等とは、次の条件に該当する場合をいいます。
 - ・母子家庭の世帯 及び 父子家庭の世帯
 - ・世帯に身体障がい者手帳や療育手帳の交付を受けている方や、特別児童扶養手当の支給対象児、並びに障がい者基礎年金などの受給者、在宅心身障がい者（児）がいる世帯。（手帳等をお持ちの場合はご提示ください。）
- 5 保護者の就労状況等により、認定区分が異なります。保護者（両親またはひとり親の場合は父・母のどちらか）のひと月の就労時間が120時間以上の場合は標準時間、120時間未満の場合は短時間となります。その他、保護者の就労状況等により異なります。

◎問い合わせ	酒田市役所 子育て支援課	電話 0234-26-5735
	八幡総合支所 健康福祉係	電話 0234-64-3113
	松山総合支所 健康福祉係	電話 0234-62-2611
	平田総合支所 健康福祉係	電話 0234-52-3911